

「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領

(趣 旨)

第 1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。）第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(マークのデザイン等)

第 2 認定要領第 7 条第 1 項の規定に基づく第 1 の表示デザインは図 1 及び図 2 - 1 のとおりとする。

第 3 認定要領第 7 条第 2 項の規定に基づく第 1 の表示デザインは図 1 及び図 2 - 2 のとおりとする。

第 4 第 2 または第 3 に規定する表示デザインを「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

(マークの使用制限)

第 5 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者
- (2) その他知事が認めた者

(マークの使用)

第 6 第 5 に掲げる者は、認定要領第 9 条第 4 項の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

(苦情の処理)

第 7 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第 8 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 10 日から施行する。

**附 則**

**この要領は、平成27年10月 日から施行する。**

図 1



使用色

- ①文字色及び中央デザイン：**C100M75**（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ **40%**
- ③左上葉部：**C100Y60**

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①及び③：黒又は白
- 上記②：黒アミ **40%**又は白アミ **40%**

図 2 - 1



使用色

- ①文字色（④、⑤を除く）及び中央デザイン：C100M75（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ 40%
- ③葉部：C100Y60
- ④「わ」：C60Y75
- ⑤「エコ」：C80

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①及び③：黒又は白
- 上記②及び④：黒アミ 40%又は白アミ 40%
- 上記⑤：黒アミ 70%又は白アミ 70%

図 2 - 2



使用色

①文字色（④、⑤、⑥を除く）及び中央デザイン：**C100M75（マンセル 7.5 PB**

**3/12）**

②矢印：同上アミ **40%**

③葉部：**C100Y60**

④「わ」：**C60Y75**

⑤「エコ」：**C80**

⑥「ネクスト」：**M25Y100**

⑦花部：輪郭・**M50**、内側・**M50**アミ **40%**

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①、③：黒又は白

上記②、④及び⑦内側：黒アミ **40%**又は白アミ **40%**

上記⑤及び⑦輪郭：黒アミ **70%**又は白アミ **70%**

上記⑥：黒アミ **60%**または白アミ **60%**